

# 中泊町農業委員会会議録

平成29年8月7日

中泊町農業委員会

平成29年度中泊町農業委員会 8月定例総会議事録

1. 開催日時 平成29年8月7日(月) 午後14時00分～午後15時00分

2. 開催場所 小会議室1

3. 出席委員(11人)

会 長	15番	松坂龍美		
会長職務代理者				
委 員	2番	神良一		
	4番	外崎満幸	5番	葛西徳男
			7番	大川新造
	8番	葛西誠	9番	大川賢一
	10番	長利弘明	11番	澤田健吾
	12番	野上喜代次	13番	木村巧

4. 欠席委員(3人)

委 員	3番	鈴木誠一	14番	松田耕司
委 員	6番	長利弘貴		

5. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名

第3 【報告】

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書につて

報告第5号 農地所有適格法人の報告について

報告第6号 農地等の利用状況報告について

報告第7号 農地移動適正化あっせん委員会の結果について

第4 【議案】

議案第16号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第17号 中泊町農用地利用集積計画の決定について

報告・協議事項

(1) 業務予定

(2) その他

6. 農業委員会事務局職員

局 長 三上晋一 次 長 竹谷 覚  
前田 和夫

総括主幹 開米 るみ子 主 幹 打越 賢一

## 7. 会議の概要

事務局	ただいまから、平成29年度中泊町農業委員会8月定例総会を開会いたします。
事務局	本日、出席委員は14名中11名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松坂会長にお願いいたします。 はじめに、松坂会長よりご挨拶をお願いします。
会長	本日は、定例総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。
議長	これより議事に入ります。まず、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。 会期は本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。  【異議なしの声あり】  ご異議なしと認め、会期は本日一日限りと決定いたします。 次に、日程第2の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。中泊町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただきますことにご異議ありませんか。  【異議なしの声あり】  それでは、議事録署名委員は、10番長利弘明委員、11番澤田委員にお願いいたします。  なお、本日の会議の書記には事務局職員の開米総括主幹、打越主幹を指名いたします。 以上で日程第2を終わります。  それでは、日程第3の報告第4号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。
	◎報告第4号
事務局	3ページをお開き下さい。報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」農地法第18条第6項の規定による通知書について、次のとおり報告する。 平成29年8月7日提出 中泊町農業委員会会長  今月の賃貸借の合意解約は、2件ございました。内容については資料をご覧ください。報告は以上です。
議長	ありがとうございました。ただいまの報告第4号について、何かご質問等ございませんか。  (質問無し)
議長	無いようですので、報告第5号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第5号

事務局

9ページをお開き下さい。報告第5号「農地所有適格法人の報告について」農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について、次のとおり報告する。  
平成29年8月7日提出 中泊町農業委員会会長

農地所有適格法人については、農地法に基づき、事業決算後に、法人の形態、事業内容、構成員、役員などが記載された書類を農業委員会に提出しなければならないことになっております。提出書類を審査したところ、すべての要件を満たしておりますことをご報告いたします。

議長

ありがとうございます。ただいまの報告第5号について、何かご意見等ございましたか。

(意見無し)

議長

無いようですので、報告第6号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第6号

事務局

12ページをお開き下さい。報告第6号「農地等の利用状況報告について」農地法第3条第1項の許可を受けた農地（採草放牧地）について、次のとおり報告する。  
平成29年8月7日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。平成29年7月28日付けで、別紙記載の一般法人より当委員会会長宛に農地等の利用状況報告書の提出がありました。本件については、許可の条件として周辺農地との農業上の利用に悪影響を与えないこと、地域の農業における他の農業者との役割分担の状況など適正に行われていること、などが許可の条件となっております。

このたび提出のあった報告書の内容及び現地の状況等を調査確認したところ、本報告書に記載のとおり近隣農業者とのトラブルもなく、かつ適正に耕作されていることを確認しましたのでご報告いたします。

議長

ありがとうございます。ただいまの報告第6号について報告がありましたが、何かご意見等ございましたか。

(意見なし)

議長

無いようですので、報告第7号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第7号

事務局

15ページをお開き下さい。報告第7号「農地移動あっせん委員会の結果について」農地移動あっせん委員会（平成29年7月実施分）の結果について、別紙のとおり報告する。平成29年8月7日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。7月分の農地移動あっせんの申し出は2件ございました。内容については申出一覧表をご覧いただきたいと思っております。以上で報告を終わります。

議長 ありがとうございます。ただいまの報告第7号について、何かご質問等ございませんか。

(質問無し)

議長 無いようですので次に議案の審議にはいります。

◎議案第16号

議長 議案第16号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 18ページをお開き下さい。議案第16号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請の提出があったので審議を求める。平成29年8月7日提出 中泊町農業委員会会長。

議長 議案第16号について、受付番号15番と16番に関する農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

長利弘明委員 10番 長利です。  
それでは報告いたします。  
去る8月1日、私と11番澤田健吾委員、事務局職員とで現地調査を行いました。  
本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が2件でございます。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められます。  
以上ご報告いたします。

議長 ありがとうございます。それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は、受付番号15番と16番の2件ございました。内訳は売買が1件、贈与が1件です。

受付番号15番は、豊岡字三笠地内の3筆の畑と田1,603平方メートルの売買です。譲受人は、譲り渡し人同様にそ菜と米の栽培をするとのことでした。譲受人の保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

受付番号16番は、小泊字淵岩地内の1筆の畑1,383平方メートルの贈与です。譲受人は、譲り渡し人同様にそ菜の栽培をするとのことでした。譲受人の保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

事務局 受付番号15番と16番については、別紙の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

議長 何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長 ないようですので、お諮りいたします。議案第16号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議がないようですので、議案第16号は原案のとおり決定いたします。

◎議案17号

議長 議案17号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 21ページをお開き下さい。議案第17号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により中泊町長から別紙のとり依頼があったので決定を求める。平成29年8月7日提出 中泊町農業委員会会長

次のページをお開き下さい。それではご説明いたします。平成29年8月2日付中農政第131号で、中泊町長より当農業委員会会長あてに農用地利用集積計画の決定について意見を求められておりますので、その内容について順次ご説明いたします。

24ページをお開き下さい。申請内容は、所有権移転が1件です。内訳は公益社団法人あおもり農林業支援センターの買入が1件となっています。

受付番号20番は、あおもり農林業支援センターの買入です。関係農地は、田茂木字若宮の農地1筆、地目は田、面積は3,638㎡です。売買価格は109.1万円です。対価の支払い期限は平成29年8月30日を予定しております。

所有権移転につきましては以上です。

続いて28ページをお開き下さい。申請内容は農地中間管理機構の借入れが7件(うち、使用貸借が1件)で設定する農地面積は69,178㎡です。それでは順次ご説明します。

受付番号機構29-4番は新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の12筆の「田」18,172平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は転借人負担、賃借料は10アール当たり県産米平均相対取引価格1俵分の価格、支払い方法は、毎年12月20日までに本人名義の口座へ支払うとのことです。

事務局

受付番号機構29-5番も新規の設定で、使用貸借です。設定する農地は薄市地内の4筆の「田」4,755平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費はありません。

受付番号機構29-6番も新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の1筆の「田」2,676平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は転借人負担、賃借料は10アール当たり10,000円、支払い方法は、毎年12月20日までに本人名義の口座へ支払うとのことです。

受付番号機構29-7番も新規の設定で、設定する農地は高根地内の1筆の「田」3,026平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は転借人負担、賃借料は10アール当たり10,000円、支払い方法は、毎年12月20日までに本人名義の口座へ支払うとのことです。

受付番号機構29-8番は新規の設定で、設定する農地は今泉地内の7筆の「田」15,148平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費はありません、賃借料は10アール当たり12,500円、支払い方法は、毎年12月20日までに本人名義の口座へ支払うとのことです。

受付番号機構29-9番も新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の5筆の「田」13,910平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は転借人負担、賃借料は10アール当たり県産米平均相対取引価格1俵分の価格、支払い方法は、毎年12月20日までに本人名義の口座へ支払うとのことです。

受付番号機構29-10番も新規の設定で、設定する農地は今泉地内の10筆の「田」11,491平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費はありません。賃借料は10アール当たり県産米平均相対取引価格1俵分の価格、支払い方法は、毎年12月20日までに本人名義の口座へ支払うとのことです。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

議長 何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長 質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第17号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議がないようですので、議案第17号は原案のとおり決定いたします。

議長 議事については、以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明してください。

事務局

それでは、報告・協議事項について、ご説明申し上げます。

1) 業務予定

2) その他

(資料にもとづいて、内容説明)

議長

以上で、本日の議案の審議ならびに報告・協議事項はすべて終了いたしました。

その他の件について、委員から何かご意見ありませんか。

議長

それでは、以上をもちまして、平成29年度中泊町農業委員会8月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成29年8月7日

農業委員長

\_\_\_\_\_

署名委員

\_\_\_\_\_

署名委員

\_\_\_\_\_